



広報

～文教のまち西原～

にしはら

2005年

4

No.398



完成した西原小学校の体育館から巣立っていく卒業生たち

ピッカピカの体育館で卒業式

3月23日、町内各小学校で卒業式が行われました。この日、西原小学校では完成したばかりの体育館で、6年生124人が卒業式を迎えました。卒業生は、卒業証書を受け取る前に一人ひとりがマイクに向かって将来の夢を発表しました。「医者になって人を助けたい」「コックになって美味しいものを食べさせたい」「お金持ちになって親孝行したい」「好きな人と結婚したい」、真新しい体育館内には希望に満ちた、たくさんの夢があふれていました。

主な目次

平成17年度施政方針……2～11頁
まちの話題……12～13頁
助成金一覧……16～17頁
お知らせでーびる……26～27頁
生涯学習だより……30～31頁

町の世帯・人口 (平成17年2月28日現在)

		前月比
世帯数	11,904世帯	(- 19)
人 口	33,619人	(+ 2)
男	16,913人	(- 6)
女	16,706人	(+ 8)

編集・発行／西原町役場企画財政課（広報係）西原町字嘉手刈112番地

☎098(945)4533

印刷／協丸正印刷

第8回 西原町文化祭を開催

第8回西原町文化祭の舞台部門が中央公民館で2月18日から20日までの3日間、展示部門も西原町民体育館で2月25日から27日までの3日間開催されました。会場には町内外から多くの町民が訪れました。



琉舞部会



組踊部会



洋楽部会



民謡部会



茶道部会(呈茶席)



書道部会



日舞部会



美術工芸部会



新垣町長(左)、宮平助役(右)の作品



花卉園芸部会

生活研究会の ま～さいび～んどお



今月のMENU

ジャガイモのパンケーキ

◆材料(4人分)

ジャガイモ……4コ
たまご……2コ
小麦粉……大さじ2
バター……大さじ2
サワークリーム…適量
イチゴ……〃
粉砂糖……〃
シロップ……〃

◆作り方

①ジャガイモは皮をむいて千切りにし(スライサーを利用する)たまご、小麦粉を加えて混ぜ合わせる。
②フライパンにバター大さじ1を熱して①の4分の1を流し入れ弱めの中火で静かにふたをして焼き線が焦げ色になってきたら裏返し、両面をこんがりとし焼きあげ中まで火を通す。
③②を切り分けて器に盛り、サワークリームを添えて粉砂糖をふりかけ好みでシロップをかけていただく(フライパンで1度に焼いて4つに分けて皿に盛っても良い)



町の花／ブーゲンビリア

を受け、ボランティア活動の基盤整備を図ってきましたが、平成十七年度も同事業の継続を支援し、地域福祉の推進に意欲的に取り組んでまいります。そこで、同協議会で策定された町地域福祉活動（後期）計画を活用促進し、ボランティアセンター、ボランティア連絡会の機能充実強化を図るとともに、見守り活動、友愛訪問交流会等、小地域ネットワーク事業の充実・拡大に向けて支援します。

3 保健医療の充実強化

車社会による運動不足や、習慣の欧米化等、生活様式の変化、さらには喫煙や飲酒等により、沖縄県男性の平均寿命が全国第二十六位に転落し、また、女性の平均寿命も全国第一位を保っているものの、長寿県沖縄の地位が脅かされている状況の中で、本町においても緊急に生活習慣病等の対策が求められております。

本町ではこれまで、基本的な予防対策である各種健診や健康教育等を実施してまいりました。特に肥満が生活習慣病の温床になっていることから、肥満対策を重点的に行う必要があります。そこで、食生活改善を推進する行政と地域住民とのパイプ役として「食生活改善推進員」を育

成し、栄養に関する教育及び技術指導を行い、地域住民の健康づくりの推進を図り、生活習慣病を予防するための成人保健事業の充実強化に努めます。更に、ライフステージ別に応じた食生活講座を実施し、学校や地域等と連携した健康づくりを推進してまいります。

また、町民が主体となった健康づくり活動や総合的な健康づくり対策を盛り込んだ『健康にしはら21』（仮称）を策定し、「自分の健康は自分でつくる」ことを目標に、各種健診の受診率の向上に努め、本町でも健康長寿をめざしてまいります。

母子保健事業においては、「次世代育成計画」に基づき、妊産婦や乳幼児期の健康管理を十分に行い、安心して産み育てるために、妊娠・出産・育児についての知識の普及、啓蒙相談事業、疾病の早期発見、予防及び健康づくり事業の強化を図り「親がゆとりをもって子育てできる親子にやさしいまち」をめざしてまいります。また、昨年度、地方自治行政機構と共同で実施した「子どもの生活習慣への社会的支援に関する調査研究」の結果を今後の母子保健事業や子育て支援に生かしていきます。

さらに、感染症を予防するため、予防接種事業を推進しておりますが、今後とも乳幼児予防

接種の全面無料化を継続し、多くの対象者に接種ができ、受診率を高め、疾病予防につながるよう努力してまいります。

乳幼児の医療費助成については、県の助成対象年齢拡大に準じ、平成十五年十月から助成対象（四歳・五歳未満児は、入院のみ）を拡大しており、本年度も引続き乳幼児保健の充実と健やかな成長を支援してまいります。

精神保健福祉事業につきましては、精神保健デイケア事業、精神障害者小規模作業所運営助成事業に加え、在宅精神保健の充実強化を図り、精神障害者の社会復帰を支援します。

一方、介護保険財政は、制度の周知とともに保険給付費が施行当初の見込み以上に増加し、財政需要は旺盛になっております。そして、高齢者人口の増加と相まって、要介護者も増えるものと予想されており、高齢者を対象にした保健事業を関係機関と連携し、自立に向けた健康対策を推進します。又、平成十八年度から始まる介護保険第三期の計画は、予防を重要視した大幅な制度改革が予定されており、平成十七年度は制度を踏まえた「高齢者保健福祉計画」を策定します。

老人保健事業については、老人保健医療費等が介護保険に移

（2）都市基盤施設の整備
アメニティー豊かな都市空間の形成を確立するため、今後も引き続き町都市基本計画に基づいて策定された市街地整備プログラム（指針を前提に、市街地整備や道路、公園、下水道整備等、重点的に整備すべき施策を効率的・効果的に推進します。公園整備事業については、本年度はマリンタウン地内の東崎公園整備工事と東崎都市緑地整備工事の着手に入ります。



マリンタウン商業ゾーンイメージ図

マリンタウン・プロジェクトについては、平成十四年度に分譲処分を開始した工業用地が平成十六年六月を以って完売しております。

住宅用地に関しては平成十五年四月より分譲を開始し、平成十七年二月現在の処分率は約35

%となっておりますが、新年度はマスコミ、インターネット等の効率的な利用により、工業用地同様、早期処分に向け精力的に取り組んでまいります。

マリンタウン関係の新規事業としては、東崎商業用地の分譲処分を予定しております。

また、平成十九年にビーチ（西原マリンパーク・西原町単独管理予定）が供用開始となるため、アメニティー豊かな海辺の街づくりの観点から県外観光客も視野にいれ、当該商業用地の早期処分についても積極的に推進致します。

下水道事業については、前年度までの整備済箇所を引き続き、小那覇、美咲、与那城等各処理分区における面整備の拡大を図り、供用面積を拡大するとともに下水道への早期接続を推進します。また、関連する中城湾南部流域下水道事業についても、年次的に実施されているため、その財源確保に努めるとともに事業の計画的推進を図ってまいります。

土地区画整理事業については、上原・棚原地区の事業の進捗が遅れておりますが、地権者と積極的に交渉し、早期に完了させるよう努力します。また、西地区については関係機関との協議等を密に実施するとともに推進協議会との意見交換及び地権者

行されたことに伴い、全体として老人医療費の軽減が図られましたが、老人一般医療費は従前と同様に増加している状況にあります。医療費の抑制を図るためには、高齢者の健康づくり事業の推進に加え、医療の適正化が重要となりますので、高齢者を対象としたレセプト点検の充実強化も図ってまいります。

国民健康保険事業については、被保険者も構造的に低所得者及び高齢者の割合が高く、それが起因して財政基盤は脆弱であります。

国保財政は、介護保険制度施行を受け老人保健拠出金は軽減されたものの、介護納付金に伴う介護保険料の国保税への上乗せによる新たな被保険者への負担や医療費の増大により、依然として厳しい財政運営を強いられている状況にあります。

このような状況の下で、一般会計からの繰入金（保険基盤安定制度、職員給与費等、出産育児一時金、財政安定化支援事業）、国庫支出金等の効率的な運用を図るとともに、保険税収納率向上特別対策事業を継続し、税の収納率を高めて国保財政の安定化に努めます。

また、従来の国保財政充実強化運動（新国保3%推進運動）の推進と高齢者健康指導事業を推進し、高齢者の生活改善・健

等への事業説明会を行い、地権者の同意に基づき早期事業化に努めます。

それから、南地区については土地区画整理事業での面的な整備ができませんので、道路、排水、下水道事業等の個別的な線事業での早期整備に努めたいと考えております。

（3）上水道事業について
上水道は、健康で文化的な日常生活を営む上で、また、おいしい水を安定的に供給する上で重要であります。また、各種産業活動や都市機能を維持するためにも必要不可欠であり、その果たす役割は極めて重要であります。

町は、これまでも水の安定供給を図るため、年次的に配水施設の整備拡充と経営の安定化に向けて鋭意努力しているところでありますが、今後なお一層の充実を図ります。

なお、事業の実施に当たっては、区画整理事業、下水道事業、道路整備事業等との調整を図るために関係機関との連携を密にし、計画的・効率的な事業執行に努めます。

また、県内の水事情は依然として厳しい状況下にあり、引き続き「節水意識の高揚」に努めます。



町花木／サワフジ

(4) 交通安全施設の整備と安全教育の推進

本町は都市近郊に位置し、過交通・域内交通量の増大によって、年々交通事情も悪化の傾向にあります。昨年の交通死亡事故は、県内においては6473件発生し死者61人、重傷者数734人、軽傷者数6894人で、本町でも残念ながら2件の死亡事故が発生しております。

本町は、これまで交通事故の未然防止と住民の生命の安全確保のため、交通安全の町を宣言し、広告塔の設置等、各種の交通安全施策を推進し、交通安全意識の高揚に努めてまいりました。今後とも引き続き、交通安全施設の整備促進を図るとともに、交通安全教育については、関係機関・団体と連携しつつ、交通安全指導や広報啓発活動等を実施してまいります。

また、本町は平成十四年十一月に「ライトの早めの点灯」運動を一步進め、「乗車時ライト点灯」宣言を行い、視認性を高める運動を促進してきましたが、今年度も引き続き関係機関・団体と連携し、事故の未然防止と交通安全意識の高揚を図ってまいります。

(5) 消防・防災体制等の確立

自然災害から町民の生命、財産を守るため、町地域防災計画

ます。

幼稚園の保育時間を2時までとし、さらに2幼稚園において2カ年保育と障害児保育を実施します。

(2) 学校給食共同調理場の充実・強化

栄養的に配慮された安全でおいしい食事を提供することにより、児童生徒の健康の保持増進に寄与することが学校給食の目的であります。今後とも、細心の注意を払って「病原性大腸菌O157」等による食中毒の発生防止に努めてまいります。引き続き、給食費徴収嘱託員を配置して給食費の徴収率向上に努めてまいります。

(3) 生涯学習の振興

生涯学習を推進するにあたっては、多様化する町民の学習ニーズに添えて、「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習体制の確立が強く求められており、文化・スポーツ活動等を含めた多様な学習活動推進施策を実施します。

図書館については、昨年八月に開館し「文教のまち西原」の生涯学習の拠点として、多くの町民に利用して頂いておりますが、更に利用者のニーズに応えられるよう、図書館資料の整備を進めていきます。

をもとに年次的な地域防災体制の確立に取り組むとともに、昨年、公共施設や公園、緑地など、避難場所等については防災マップを作成・配布し、町民への周知を図り防災意識の高揚に努めました。

防犯については、最近、拉致未遂事件や窃盗事件等が多発しておりますが、引き続き関係機関・団体と連携し、一戸一灯運動、地域安全活動などの地域ぐるみの防犯活動を通して犯罪のない明るい住みよい地域社会の形成を図ってまいります。

消防・救急活動については、町民の火災予防と防災意識を高めるとともに、消防・防災体制の強化に向けて東部消防組合等との一層の連携・強化に努めます。

(6) 環境保全対策

環境問題は、地球温暖化、オゾン層破壊などの地球規模の問題から生活排水等による河川水質の汚濁、さらに増大する不法投棄の問題、自動車の増加に伴う排気ガス等による大気汚染など多種、多様化しております。このような中で、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という従来の一方通行型社会を見直し、廃棄物の発生抑制、資源としての再利用等、循環型の対策を講ずる必要があります。



平成16年度公民館まつり

中央公民館においては、各種事業の充実を図り、その成果を発表する機会を作っていきます。また、子どもの居場所づくりを推進して、青少年の健全育成を進めてまいります。

さらに、生涯学習活動の機会及び情報を町民へ積極的に提供するとともに、引き続き、各小中学校における家庭教育学級の充実を図ります。

また、各種科目の単位取得ができる放送大学の情報も積極的に提供してまいります。

(4) スポーツ・レクリエーション活動の推進

体育、スポーツは、心身の健全な発達に資するとともに、明るく、豊かで、活力に満ち溢れた社会形成に役立つものであり、町民のスポーツ・レクリエーションに対する関心の高まりや多

このため本町では、分別収集の為の指定ごみ袋利用の徹底を図ると同時に、併せて、資源ゴミ袋の見直し、資源ごみの再資源化、生ごみ処理機、生ごみ処理容器・EMボカシ購入補助、買い物袋持参運動等ごみの減量化促進を図るとともに、グリーン購入、エコクラブの育成、ちゅうら島環境美化清掃活動・環境美化モデル事業等、ごみのリサイクル促進・意識啓発の広報活動及び環境教育を推進します。

さらに、不法投棄を未然に防ぐため、環境パトロールを関係機関と連携し実施します。

また、「町地域省エネルギービジョン報告書」に基づき、地球温暖化防止に向けた省エネルギーの推進に努めます。

生活排水対策については、平成十年度から導入した合併処理浄化槽設備補助金制度(国庫補助事業)を活用するとともに、平成十四年三月に策定した「町生活排水対策推進計画」に基づき、『水遊びのできる川』をめざして、河川の水質改善を図ります。墓地行政についても、引き続き地域環境と調和がとれるよう誘導し、無秩序な開発防止に努めます。

5 教育、文化、スポーツの振興

教育・文化・スポーツの推進

様化に添えるため、これまでも、学校施設の運動場、体育館、プールや町民体育館、陸上競技場、パークゴルフ場、テニスコート等のスポーツ施設を町民に広く開放し、町民の健康づくりや交流の場として取り組んでいるところであります。

また、本年度も各種事業の実施も含めて町民の健康づくり・体力づくりを関係各機関・団体と連携を図りながら生涯スポーツの振興に努めます。

(5) 青少年健全育成の推進

現代社会が複雑・多様化していく中で、青少年を取り巻く生活環境も著しく変化し、厳しい状況にあります。また、児童生徒の問題行動や拉致問題等もありますが、問題解決に向けて、今後とも、関係機関・団体等と緊密な連携を図り、青少年の健全育成に努めてまいります。特に、昨年は本町でも拉致未遂事件が発生しており、その未然防止に向けて全幼稚園児・児童・生徒へ防犯ブザーを貸与してまいります。

毎週土曜日は、衛星放送による「子ども放送局」番組を町中央公民館で放映し、子どもたちの探求心や将来への夢を高める機会を提供していきます。

にあたっては、国、県の施策の動向を見据えながら、次代を担う幼児、児童生徒の健やかな成長に向け、本町の教育基本目標である「平和を愛し、勤労を尊び、明るく、たくましい行動力と学習意欲に満ちた人間の育成」をめざして、国際化・情報化時代における学習者のニーズに対応できるよう、学習環境の整備に努めます。

また、学校・家庭・地域が相互に連携を図りながら子どもの教育に積極的に取り組み、各学校における創意工夫を活かした特色ある学校づくりに努めます。さらに、町民の文化、スポーツの振興を図るとともに、多様な学習ニーズに添える生涯学習のまちづくりに努力します。

(1) 学校教育の充実

学校教育においては、児童生徒が自ら学び、自ら考え、主体的に行動する等の生きる力を育み、思いやり、協調性など豊かな人間性を培う心の教育やコンピュータ教育の充実を図ります。また、今年度も引き続き、男女混合名簿作成など男女平等教育をはじめ、幼児教育、平和教育、国際理解教育、情報教育、福祉教育等の推進を図ります。さらに、西原幼稚園園舎新增改築工事、西原中学校改造防音工事等を実施し、教育環境整備に努め

(6) 文化事業の推進

近年、住民の価値観の多様化やライフスタイルの変化により、本町の歴史や風土に育まれた伝統芸能、美術工芸等に対する理解が深まる一方、町の文化振興施策や町文化協会等文化団体の幅広い芸術活動を通して、町民の新たな地域文化創造の気運が高まっております。本年度も、琉球文化や文化財保護思想の普及・啓発を図るため、諸事業を実施してまいります。

また、地域住民の融和と地域まちづくりの活性化を図るため、文化庁のふるさと文化再興事業等を活用して地域文化活動を支援してまいります。本年度は、「棚原の酉年十二年まるるあしび」と「小波津の七年まるる村あしび」を予定しております。町の歴史・文化・産業等の記録と愛着を深める町史編集事業については、これまで同様、資料収集、発刊に向けて努力をします。

文化財については、その周知・保護に努めるとともに、資料収集を行います。特に内間御殿につきましては、昨年度実施した内間御殿整備事業基本調査を参考に事業を進めていきたいと考えております。



町花木／ブーゲンビリア

6 産業の振興

(1) 農業の振興

農業をとりまく経営状況は、農産物の自由化や産地間競争の激化による農産物価格の低迷と農業従事者の高齢化・農業担い手の減少、さらには遊休地の増大等、大きく変化しております。また、例年のように台風・災害に見舞われるなど、自然環境においても厳しい状況にあります。このような状況の中で、内外の情勢変化に対応できる足腰の強い農業の確立が急務になっております。

今後、農業施設の導入により、新規生産者の育成、減農薬栽培、計画的な作付け体系を確立し、高品質、安定出荷をめざします。また、地域活性化と農家の自立を含めた農業振興の持続的発展を図るとともに、消費地に近い地理的条件を生かした都市近郊型農業の確立に向け、関係機関とも連携を深めながら努力してまいります。

農業の基礎的条件である基盤整備事業についても推進するとともに、農家の生産意欲の高揚と経営の安定化に取り組みます。さとうきびの振興については、各種の振興策を図っておりますが、台風・災害や価格の低迷などにより、生産者数、面積ともに減少傾向にあり、平成十五年

／十六年期の生産量が7千トンで、依然として厳しい状況にあります。しかし、さとうきびは町の基幹作物としての地位に変わりなく、今後も引き続き助成事業を実施し、増産に努めてまいります。

また、本町は大城助素氏の玉車の発明、県内初の洋式分蜜糖工場、西原製糖工場、中部製糖工場等、これまで県内経済を支えてきた糖業のゆかりの地であることから、製糖記念碑及び関連施設の整備を促進します。遊休地解消については、農業委員会、関係機関等とも連携して積極的に取り組みます。

本町の畜産業は、ここ数年ほぼ横ばい傾向にあり、畜産物の国際化及び景気の後退等の影響もあって、価格が低迷し、また、混住化による環境問題や平成十五年十一月から施行された家畜排泄法によって、一段と厳しい経営環境になることが予想されます。

今後、一層環境改善に配慮しながら経営基盤の安定、体質の強化、飼育技術の向上、優良種畜の導入を通して優良肉用牛等の生産振興を図ってまいります。

(2) 水産業の振興

水産業については、現在、西原町船だまりの防波堤の延伸、

嵩上げ、航路拡幅、航路上の岩礁破碎等の整備が緊急の課題であり、町としても県に対しその整備要請を行っております。今後とも引き続き要請を行うとともに、与那原・西原町漁業協同組合に対し、パヤオ設置補助金や各種補助金の交付、また今年度は、西原船だまりの港湾照明設置工事を行い漁業振興を図ってまいります。

(3) 林業の振興

森林は国土の保全と地下水の保水機能、空気の浄化機能を有し、人間生活と密接不可分の関係にあります。人工造林、施肥保育、雑草下刈りを実施し、自然環境の保全形成、機能の維持増進に努めてまいります。更に本年度は、沖縄県緑化推進協議会の育樹祭を本町での開催に向けて取り組みます。

(4) 商工業の振興

国内経済が長期不況の中で、中小企業をとりまく経済環境は一段と厳しく、失業率も依然として高い水準にあり、地域産業の育成振興と雇用の場の創出が大きな課題となっております。

商工業振興については、新中糖産業株式会社敷地にサンエー西原シティが平成十五年十月一日にオープンし、商業ゾーンとして活気に満ちておりますが、



完成した上原自治会コミュニティセンター

成を行います。更に、手づくりの町原材料助成事業を引き続き実施します。

また、昨年度に引き続き、西原町地域情報センターを中心に、町内の公共施設に設置した住民用インターネット端末による公共施設の予約サービス等を提供するなど、より多くの町民がITに親しめる環境づくりに努めます。そして、同センター内に設置されているパソコン室の有効活用を図り、情報化時代に対応した人材の育成に取り組みます。

10 広報・広聴活動の推進

広報、広聴活動を推進する上で最も基本的なことは、行政の情報正しく迅速に伝達し、行政と町民が情報を共有することです。

その一方で、小規模経営工商業者は、厳しい経営状況に立たされている工商業者もありますが、今後、工商業者の経営改善指導に向けて町商工会との連携に努めてまいります。

また、工業専用地域の基盤整備事業や東崎商業地域への企業誘致、情報通信産業の育成・その他企業立地に対する課税免除等、中小企業の経営の安定化を図るとともに、地元企業及び県内企業への優先発注等を引き続き推進し、町内企業の育成を図ってまいります。

労働者の福祉増進、雇用促進のための厚生施設として、また、商工会活動の拠点としての共同福祉施設を、平成十四年度雇用・能力開発機構から買い受けましたので、今後同施設の運営強化・利活用の促進を図ってまいります。一方、最近の厳しい雇用情勢を受けて、緊急雇用対策事業の取り組み及び町民優先雇用についても、企業訪問、説明会等、各種事業所の協力を得ながら継続的に推進します。

7 男女共同参画行政の推進

本町は、真の男女共同参画社会の実現をめざした各種女性行政施策を推進するため、男女共同参画計画推進本部及び地域推進委員会を基軸に、さわふじブ

広報活動の柱でもある広報にしはらには、県広報コンクールや全国コンクールにおいて受賞歴があるなど、町民により親しみの持てる広報紙をめざして紙面の充実を図ってきたところでありますが、今後とも各種行政情報の一元化を図り、町民の利便性を高めていきたいと考えております。

また、ホームページを活用し、正確かつ迅速な情報を提供することにより町民の利便性の向上に努めるとともに、町民がホームページを利用しやすいよう更新内容の充実強化を図ります。

一方、広聴活動については、情報公開制度の活用や各種審議会、委員会等への町民参画制度の推進を通して町民参画の機会を拡充するとともに、Eメール、町民アイデア箱、窓口相談員、行政チェックマン制度の充実・活用により、きめ細かな広聴活動の推進に努めます。

11 執行体制と行財政の確立

執行体制につきましては、人口急増をはじめ、継続事業や新規事業への対応、さらには、地方分権による国県からの権限委譲等に伴う自治事務や法定受託事務の増大、介護保険制度の推進など、行政需要は年々増大す



町の木／ガジマル

る中で、平成十六年度からスタートした国の地方財政の「三位一体改革」に伴い、地方交付税の大幅な減額により、ますます厳しい行財政運営を強いられておりますが、今後、広域行政の推進はもとより、歳入では町税等、自主財源の確保を図りつつ、執行体制の確立に当たっては、行政改革大綱及び実施計画を踏まえて、民間委託やNPO、ボランティアの活用、バランスシート作成、その他これまで以上にスクラップ・アンド・ビルドを基本に、執行体制を確立します。

町長公約の窓口業務は、訪れたお客様（町民）と職員が最初に対面する場で、お客様の役場に対する印象を決定づけることにつながる極めて重要な業務であります。その為、職員には、あいさつ、親切、誠実な態度で、手際よく、的確かつ公平に対応することが求められます。そしてそれを実践していくことが、町民に満足感を与え、信頼を獲得すること、開かれた町政の実現に大きく寄与するものだと考えております。今年度は接遇、マナー講習会などを開催し、職員の意識の高揚と資質の向上に努め、町民から信頼される役場づくりを推進してまいります。

今年一月から試行している役場玄関に派遣職員による総合案内を設置し、お客様に業務案内

を行っておりますが、一日約五十～百件近い窓口案内、電話対応があり、今年度も引き続き実施いたします。

町民の便宜に供するための昼窓対策（昼食時間内十二時から十三時）の証明発行も、今年度から税務関係まで拡大して引き続き実施いたします。

また、新たな「課」設置につきましては、厳しい財政状況を受け、退職職員の不補充を余儀なくされている中ではあります。多種多様化する行政需要に迅速に対応する為、行政組織を横断的に活用した業務執行を行うため「すぐやる課」を設置し、地域住民の連携のもと、町民参加のまちづくりと町民サービスの向上に尚一層の努力を図ってまいります。

地域情報化については、高度情報化時代を背景とした町の地域情報化の指針として作成した「地域情報化計画」をもとに、「町地域情報センター」を拠点に、地域の情報化と高度情報化時代の人材育成に努めます。

一方、庁舎建設等の問題については、これまでの答申を踏まえつつも、急激に変化する自治体環境や財政状況を勘案し、民活を活用したPFI事業等引き続き中期的な観点から内部で検討を進めてまいります。

行政運営の公正の確保、透明

性の向上、及び町民の権利利益保障については、引き続き、情報公開制度・個人情報保護制度の運用・強化を図ります。

今年度は、中長期的視点に立脚した行財政運営の確立に努めます。

市町村の財政運営については、景気低迷に伴う収減等により、多くの地方公共団体では財源不足が発生するなど、未曾有の財政危機に直面しています。

国の「聖域なき財政改革」に基づき三位一体の改革は、国と地方の新たな関係構築をめざすとともに地方分権の一層の進展を図ることが目的であったにもかかわらず、改革の名の下に国庫補助負担金の交付金化や税源移譲が不十分なため、市町村の財政運営に大きな支障が生じる事態となっております。

平成十七年度の地方財政においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にある中で、一方では公債費が高い水準で推移することや社会保障関係経費の自然増等により、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれております。

このような中、本町の財政状況は、歳入面では、自主財源の柱である町税収入の大幅な増が見込めない状況にあり、町債・地方交付税・国庫支出金に大き

く依存した構造となっております。

また、歳出面では義務的な経費の割合が高く、今後も、公債費や扶助費等の増により、より厳しさを増すことが懸念されます。

このような財政需要や三位一体の改革に的確に対応するため、平成十七年度の予算編成に当たっては、既存の事務事業の総点検を実施し、事業の優先度等に十分配慮し、簡素で効率的な行財政運営を行い、限られた財源を緊急かつ重要な施策に的確に対応することを基本にしております。

歳入においては、財源不足分は財政調整基金で補填しておりますが、今後も、町税の課税客体や課税標準等の的確な把握と徴収率の向上に努めるとともに、国、県支出金等の財源確保に努めます。

また、歳出については、全般的な歳出の抑制を行うため、退職に伴う欠員の不補充、三役及び教育長の給与の削減、管理職手当の削減、職員・賃金職員・嘱託職員の人件費の削減、経常的経費の削減、各種団体補助金の適正化等を行い、最小の経費で最大の効果が挙げられるよう効率的な財政運営に努めます。

12 予算案について

平成十七年度の各予算については、申し述べました諸施策事

業等を中心に編成しております。

(一) 内の数字は対前年度当初比率です。

(1) 一般会計歳入歳出予算案
87億2800万円
(△4・2%)

(2) 老人保健特別会計歳入歳出予算案
20億2675万1千円
(11・1%)

(3) 国民健康保険特別会計歳入歳出予算案
27億8920万6千円
(6・9%)

(4) 介護保険特別会計歳入歳出予算案
12億8704万8千円
(11・3%)

(5) 土地区画整理事業特別会計歳入歳出予算案
5454万1千円
(△13・0%)

(6) 公共下水道事業特別会計歳入歳出予算案
6億5773万6千円
(3・0%)

(7) 水道事業会計予算案については、収益的収入8億6162万5千円、収益的支出8億5530万2千円、資本的収入6千円、資本的支出1億1794万7千円で資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億1794万1千円については、過年度分損益勘定留保資金で補てんします。

なお、各種施策の具体的な事業は、主要事業として別紙にまとめておりますので予算案と併せてご参照いただければと思います。

平成十七年三月八日

西原町長 新垣 正祐

新教育長の垣花武信氏と監査委員の上原節夫氏に辞令交付

新しい教育長に選任された、垣花武信氏と監査委員に再任された上原節夫氏の辞令交付式が三月一日、町役場で行われました。

辞令を受け取った垣花教育長は「教育現場の豊富な経験を活かし、文教のまち西原の文化と教育の向上のためにがんばっていきたい」とあいさつし、上原監査委員は「二期八年務めた監査委員の経験を活かし、今後も適正で充実した監査に取り組んでいきたい」とあいさつしました。

垣花教育長は三月末までの残任期間を終え、再任後の任期が平成十七年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの四年間。

上原監査委員の任期は、平成十七年三月一日から平成二十一年二月二十八日までの四年間。



垣花武信氏

履歴

(かきのはな・たけのぶ)

昭和十二年生まれ。座間味村出身。昭和十四年琉球大学卒業。平成二年具志川村立具志川中学校校長、平成五年県教育庁那覇教育事務所所長、平成八年浦添市立港川小学校校長などを歴任し平成九年に定年退職。同年沖縄女子短大附属高校講師に就任、平成十四年同校長に就任、今年二月末に退職。



上原節夫氏

履歴

(うえはら・さだお)

昭和七年生まれ。昭和二五年首里高等学校卒業。同年琉球銀行入行。昭和二六年南部地方税務署（現那覇税務署）採用。昭和六三年沖縄国税事務所税務相談室長、平成二年退職。同年税理士登録。同年沖縄県酒造組合連合会事務理事に就任。平成四年同連合会退任（任期満了）。平成九年から町監査委員に選任。

地域の若者と女性の優先雇用を

新垣町長は、二月二十三日、町内十事業所を訪ね、就職の厳しい新規学卒者や町内在住者の優先雇用と女性の雇用拡大、管理職への登用について要請しました。

新垣町長は「厳しい社会情勢の中、職を求めている若者がたくさんいる。雇用創出の機会をつくっていただき、町民を一人でも多く雇用してほしい」と事業所側に要請書を手渡しました。

要請書を受け取った各事業所からは「地域が活性化することにより雇用の場も拡大していく」、「女性がいろんな分野で活躍し頑張っている。やる気のある人を募集している」などの声が聞かれ、要請に前向きな姿勢を示してくれました。



要請内容を説明する新垣町長



手話通訳を通して栄養について学ぶ参加者たち



ユーモア溢れる口調で会場を湧かせた石津政雄氏



ほうきなどを手に、侵入した不審者に対抗する先生方

不審者に気をひけど！

西原南小学校で 不審者対応非難訓練

二月二十二日、西原南小学校（金城功恵校長）で、学校に不審者が侵入した場合を想定した不審者対応避難訓練が行われました。

避難訓練は、浦添署員ふんする不審者が五年二組の教室に侵入したと想定して始められ、非常ベルと校内放送で、全児童が先生方の誘導で体育館へ避難しました。

体育館まで乱入した不審者は、ほうきやモップを手に駆けつけた教師たちに取り押さえられ、警察に引き渡されました。

六年生の堀川弥優さんは「先生たちが戦っているのがすごかった。習ったことを守って、不審者がきたら、すぐ逃げようと思った」と感想を話していました。



高齢者の健康づくりを！ 特別講演会を開催

三月十一日、町中央公民館で、茨城県大洋村前村長の石津政雄氏の特別講演会「地域コミュニティと健康づくりのすすめ」が開催されました。

講演では、石津氏が大洋村で進めてきた科学的分析による高齢者向けの健康づくり法などが紹介されました。

石津氏は「今、注目しているのは、沖縄のエイサー。ひざ上げ運動が足腰を鍛え、バチをまわすことで、肩こり予防にもなる」と、エイサーの効果に期待を寄せているようでした。

聴覚障害者に どう多くの情報を！

町は耳が不自由なゆえに生活情報が入りづらい聴覚障害者に対し「聴覚障害者生活情報講座」を、三月に二回に渡って開催しました。

講座は一回目に「血圧」について学び、二回目に栄養士の指導を受けて調理実習を行いました。

両日とも、参加者へは手話で、その内容が分かりやすく伝えられました。参加者からは「はじめて聞く情報ばかりで、勉強になった」、「日頃の生活に気をつけバランスよく食事をしようと思った」などの好評な感想が寄せられました。



若いお母さん方にアドバイスをする井上真由美さん



花植え作業をする臨時職員のみなさん

町役場臨時職員が 花植えで奉仕活動！

臨時職員を終える前に、役場玄関前を花でいっぱいによつと、三月に任用期間を終える町役場臨時職員のみなさん約十五名が、三月十五日、町役場内の花壇に花植えを行いました。

植えられた花の苗も、臨時職員の嘉手苅徹君が自ら育てていたもので、インパチェンスやパンジーの苗が数多く提供されました。今回の取り組みを提案した赤嶺恵美里さんは「役場玄関前を花で明るくしたいと思った。臨時職員を終える前にみんなでいい思い出になった」と話していました。

臨時職員のみなさん、一年間たいへんお疲れさまでした。

子どもたちの可能性を 伸ばすために！

障がいを持つ子供の子育てを考えようと、三月八日、町中央公民館で、障がい者福祉フォーラム（町主催）が開催されました。

講師の井上真由美さん（知的障害者授産施設とみぐすく所長）は「情報を収集し制度を活用しながらがんばってほしい。子供たちの無限の可能性を伸ばしてあげてほしい」と若いお母さん達へエールを送りました。

また先輩母親の子育て体験談に参加者は熱心に聞き入り、時折涙ぐむ場面も見られました。

参加者からは「興味あることはどんどんさせて忍耐強く見守っていきたい」「明るく前向きな親子関係が大切だと思った」などの感想が寄せられました。

上原自治会の新しい顔

コミュニティセンターが完成

上原自治会（喜納昌盛会長）では、長年の課題であったコミュニティセンターが先ごろ完成しました。同センターは、鉄筋コンクリート平屋造りで、延べ床面積が約二六二㎡、舞台、大集会場、調理室、和室、図書室などが機能的に配置され玄関やトイレもバリアフリー化されるなど誰もが気軽に利用できる施設となっています。

上原自治会では、これまでの公民館の老朽化がひどく使用できる状況のない上に区画整理により周辺の状況が大きく変化していて区民が日常的に交流できる施設建設が急務となっていました。建設費は四千万円余で（財）自治総合センターから千五百万円、町から百万円の助成と自治会員の寄付等で建設費を賄いました。



完成した上原自治会コミュニティセンター

三月二十六日には落成式が挙行され、多くの区民がコミュニティセンターの完成を祝いました。

この事業は、（財）自治総合センターの宝くじの普及・広報を目的としたコミュニティセンター助成事業を活用したもので、過去に小波津団地、呉屋のコミュニティセンター建設にも活用されています。



バリアフリー化された玄関とトイレ

平成15年度 西原町行政改革実施計画の取組状況の報告について

本町では、平成13年度～平成15年度を計画期間とした西原町行政改革大綱の下で行政改革実施計画を策定し、行政改革の推進を図っています。平成15年度中における取組状況と3年間の総括をご報告します。

【行政改革大綱】の主な項目は、以下のとおりです。

○ 行政改革の推進の施策

- ①事務事業の見直し ②時代に即応した組織・機構の見直し ③定員管理及び給与の適正化の推進 ④効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進 ⑤行政の情報化の推進等による行政サービスの向上 ⑥公共施設の設置及び管理運営 ⑦公正の確保と透明性の向上 ⑧経費の節減合理化等財政の健全化 ⑨公共工事の縮減等

○ 適切なパートナーシップの構築

- ①P F I（民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進）導入の検討
②N P O（私的利益を目的としない民間の非営利団体・組織）等との連携等

西原町行政改革実施計画では、次のような数値目標と実施項目を掲げ取り組んでいます。以下でその状況を報告します。

区 分	数値目標	取組結果	達成等の理由
公債費比率の抑制	平成15年までに16.2％～16.1％まで抑制し、 15％以下 を早い年度で実現するよう努めます。	平成13年度 14.5％ 平成14年度 13.6％ 平成15年度 13.0％ ☆目標達成しています。	・借り入れる額を抑制したこと。 ・高金利時代に借り入れたものが償還済みになったこと。 ・近年の利率が下がったこと。
経常収支比率の抑制	平成15年度までに 78％程度 まで抑制します。	平成13年度 81.8％ 平成14年度 81.4％ 平成15年度 83.4％	歳出で、扶助費、補助費、物件費に係る経常的な一般財源増加したこと、歳入で地方税等の減で経常的一般財源が減になったこと等により対前年度比で上がったため、目標達成していません。
義務的経費の抑制	平成15年度までに 48％程度 まで抑制します。	平成13年度 49.8％ 平成14年度 48.0％ 平成15年度 48.5％	平成14年度で目標を達成しましたが、平成15年度は経常収支比率で扶助費が3.6％→4.5％、人件費が29.2％→29.4％に上がったため目標達成していません。
町税の収納率の向上	（現年度分） 平成13年度 96.7％ 平成14年度 96.9％ 平成15年度 97.0％台 （滞納分） 平成15年度までに 30.0％台	（現年度分） 平成13年度 95.27％ 平成14年度 95.96％ 平成15年度 95.6％ （滞納分） 平成13年度 16.33％ 平成14年度 21.55％ 平成15年度 19.9％	※目標達成していません。 ・各期の未納者に対して電話による催促等をさらに強化します。（現年度分） ・集中的な催促通知など徴収体制の強化します。（滞納分）
定員管理	平成9年度に策定した定員適正化計画で13年度以降の職員定数を 238人以下 とすることとしています。	平成15年度末現在、職員定数を237人(実際の職員数234人)にとどめています。 ☆目標達成しています。	

用語解説	◎公債費比率→	本来自由に使えるはずの一般財源をどれくらい公債費（借入金の返済）に充当しているかを表しています。一般的には、15％を超すと注意。20％を超すと危険とされています。
	◎経常収支比率→	税などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかをみることで、財政の健全性を判断します。通常は、70％～80％が標準的で、80％を著しく超える場合は財政構造が硬直化しているといえます。
	◎義務的経費→	支出が義務付けられており、任意に削減ができない経費で、一般に人件費、扶助費及び公債費をいいます。

○ 実施項目

実施項目については、52項目を課題とし、それぞれの難易度等により平成13年度又は平成14年～15年度を目標に掲げ、取り組みました。3年間で解決した実施項目は25項目（そのうち平成15年度での解決済みは6項目）で、27項目は、一部解決済み、検討中、未検討のもので、今後の継続検討課題となっています。継続検討課題は、平成17年度から平成19年度での3年間の計画期間の検討事項として引き継がれます。

※ 塗りつぶし部分は3年間で完了したものです。

（1）事務事業の見直し

番号	見直し項目
1	住民参加による使用料・手数料審議会（仮称）の設置
2	「西原町内の各種団体の事業に関する補助金交付規程」の見直し
3	各種団体への町職員による業務中の事務局サービスの廃止
4	電算帳票のコピー制限
5	ヤングネットワーク・ウイング九州派遣費補助事業の見直し
6	介護保険事業の広域連合への移行
7	給与振込制度の導入等
8	上水道事業の経営努力
9	地域自治活動推進地区指定事業の廃止の検討
10	住民一般健診への母子保健推進員活用
11	学童の日本脳炎予防接種の個別化移行
12	住民健診料の見直し
13	幼稚園入園料・保育料の見直し
14	町例規集の整備
15	公印管理者の拡大
16	隣接市町村の徴収組合設立等による税等の徴収体制の強化
17	財務関係の庶務事務の強化（誤謬統計）
18	収入支出予定表（3ヶ月分・毎日ローリング）の導入

（2）時代に即応した組織・機構の見直し

番号	見直し項目
19	各課筆頭係への課内庶務の集約（予算・物品・文書等）
20	町総合計画に係る実施計画の機能の明確化

（3）定員管理及び給与の適正化の推進

番号	見直し項目
21	業務委託による定員管理
22	人事異動とキャリアコントロールの確立
23	専門職給料表の採用（保育士・教諭）
24	時差出勤及び休日出勤（振替）の採用
25	昇任基準の明確化

（4）効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進

番号	見直し項目
26	庁内資格制度の確立
27	資格取得制度の導入の検討

（5）行政の情報化の推進等による行政サービスの向上

番号	見直し項目
28	各行政区等へのLANの拡大

（6）公共施設の設置及び管理運営

番号	見直し項目
29	庁舎建設等への現実的対応
30	保健センターの設置への取組み
31	出先機関の深夜の無人警備の導入
32	児童公園の管理強化
33	ポンプ設備の動力費見直し

（7）公正の確保と透明性の向上

番号	見直し項目
34	監査機能の強化による行政監査の実施

（8）経費の節減合理化等財政の健全化

番号	見直し項目
35	前納報奨金制度の見直し
36	徴収方法等の見直しによる収納率の向上
37	町税の口座振替の促進
38	国民健康保険税の口座振替の促進及び滞納整理
39	法人税に係る現年度分調定額と標準税収入額の乖離の原因追求と対処策の検討
40	給食費の徴収体制の強化
41	各課業務用パソコンの契約業者の統一化
42	消耗品等の一括発注及び単価契約の導入
43	航空券の共同購入
44	タクシーチケットの効率的な利用について
45	消耗品、燃料費の購入のあり方見直し
46	消耗品、備品等購入のあり方見直し
47	財産売り払いと財産運用
48	上原棚原地区区画整理地区内の該当する道路及び公園等の台帳整備
49	町道以外の路線の町道認定とその台帳整備
50	医療費の適正化
51	保険事業の推進・レセプト点検の拡充
52	医療費の適正化

この西原町行政改革大綱、西原町行政改革大綱実施計画、取組状況報告の全文については、町ホームページ又は西原町役場総務課窓口で閲覧できます。

【お問い合わせ】
西原町役場 総務課 行政係（与那嶺）
☎945-5029（内線114）

活用しよう!

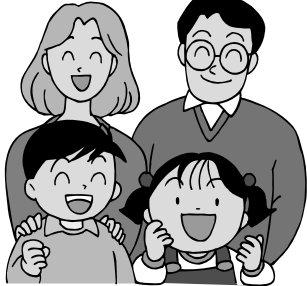
助成金・補助金等制度一覧

Part 1

～乳幼児、児童、学生編～

町には、個人や団体へ対しての、補助金や助成金などがありますので、今回から3回に分けて、主なものを一覧でご紹介します。
「自分に関係ありそうだな」「助成を受けたいな」と思われた方は、お気軽に担当課にお問い合わせ下さい！

制度名	補助・助成内容	対 象 者	受付期間	備 考	担当課
児童手当	月の手当額 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以上 10,000円	小学校第3学年修了前までの児童を養育している保護者。 注：公務員の方は勤務先での受給となります。	随時	①所得制限有 ②申請の翌月分から支給開始	福祉課 児童福祉係 ☎945-5311
母子家庭及び父子家庭等医療費助成事業	【通院】 1月1診療機関につき1,000円。 【入院】 1日につき700円（課税世帯） 1日につき300円（非課税世帯）を超えた分を助成。	医療保険に加入している ①母子家庭の母と児童。 ②父子家庭の父と児童。 ③養育者が養育する父母のない児童。 	随時	・所得制限有 ・受給者は診療費全額を病院に支払った後、その領収書を添付して申請。	
母子家庭及び父子家庭児童入学励金	入学する児童ひとりにつき10,000円。 	①母子家庭・父子家庭（離婚・死亡・未婚等） ②1年以上配偶者が拘禁されているもの。 上記の家庭で小学校・中学校に入学する児童を扶養しているもの。	4月中旬	5月に支給。	
児童扶養手当	9,880円～41,880円 ※2人目5,000円加算。 3人目以降3,000円ずつ加算。 	次の条件に当てはまる児童を監護している母。 ①離婚し、父と生計を別にして いる ②父が死亡した ③父が重度の障害をもっている ④母が婚姻によらずに産んだ児童 ⑤父の生死が明らかでない児童等	随時	所得制限有	
特別児童扶養手当	1級：50,900円／人 2級：33,990円／人	政令で定める程度の障害がある児童の父もしくは母。	随時	所得制限有	

制度名	補助・助成内容	対 象 者	受付期間	備 考	担当課
乳幼児健康支援一時預かり事業	☆実施施設：太田小児科医院☆ ① 基本利用料 ⇒保育料2,000円、食費500円 ② 所得税非課税世帯利用料 ⇒保育料1,000円、食費500円 ③ 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯利用料 ⇒保育料全額免除、食費500円 ※上記の保育料・食費の負担で利用できます。ただし、診察料は自己負担となります。	保育所に通所中で病気の回復期にあるが集団保育が困難な児童で、かつ保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により家庭で育児を受けることが困難な児童。 	随時	左記②、③の該当者で免除を受ける場合は、事前に福祉課にて申請が必要となります。	福祉課 児童福祉係 ☎945-5311 太田小児科医院 ☎946-5081
乳幼児医療費助成制度	乳幼児の入院及び外来における医療費について健康保険等の規定による自己負担分を町へ申請することにより費用の払い戻しを受けることができます。 【外来】3歳未満（満3歳の誕生日の末日）まで 【入院】5歳未満（満5歳の誕生日の末日）まで	健康保険等の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、本町に住所を有する乳幼児の保護者。 【申請時に必要な物】 ・印鑑（認印可） ・通帳（郵便局は×） ・加入保険証 	随時	入院の場合、高額療養費の払い戻しや、附加給付金の対象となる場合がありますので、職場などで確認してから申請してください。	健康衛生課 母子保健係 ☎945-5031
町人材育成会学資金貸与制度	優秀な学生、生徒で経済的な理由による就学困難な者に対し、学資を貸与する。	町内に住所（一時的な居住は除く）を有する、優秀な学生、生徒で経済的な理由による就学困難な者。	3/1～3/31まで	※詳細は広報3月号を参照。	町人材育成会・教育委員会内事務局 ☎945-3655
町人材育成会県外派遣費助成金	町内の児童・生徒が県を代表し、体育的行事及び文化的活動に参加するため県外に派遣される場合に要する経費に対し、助成する。	町内に住所（一時的な居住は除く）を有する町内の小学校、中学校、高等学校に在籍する児童・生徒。	随時	※学校からの申請手続きになります。	

※今回は、介護、保険、高齢者、自治会関係をご紹介します。

平成17年度 まちの財政

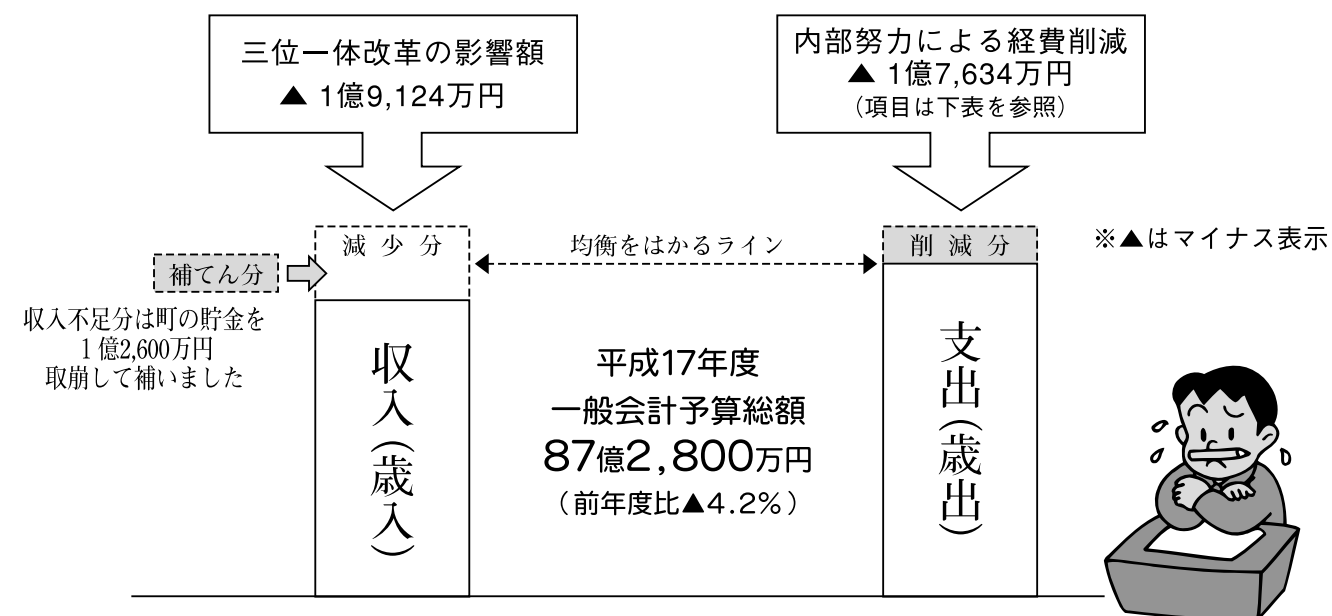
ここでは、西原町の平成17年度予算（お金）について
照会します。（今回は概要版です。）

下の図は、今年4月から翌年3月迄の一年間、役場の
仕事に使われるお金の総額を表しています。このお金の
決め方は、各課で必要な経費を支出（歳出）として計上
し、それに伴い国や県から入ってくる負担金や補助金な
ども収入（歳入）として計上していきます。すべてを積

み上げた後に、収入・支出のバランスを取っていきます。（下図がそのイメージです）

しかし…近年、国の三位一体改革により国からの収入が減ってきており、収支のバランスを取る
のが難しくなっています。そこで支出（歳出）においては内部努力で経費削減を行いました。

平成17年度一般会計予算の収支バランス（イメージ図）



○支出(歳出)で削減を行った主な項目

人件費の削減（特別職や職員手当、報酬など）	▲8,634万円
経常的経費の削減（事務上必要な一般経費、他）	▲5,000万円
臨時的経費の削減（町の自費で行う事業費、他）	▲4,000万円
合 計 （支出で経費削減を行った総額）	▲1億7,634万円

図のように収入が減少した分、支出するお金を切り詰めました。経常経費の一部には事務担任者委託料等（▲153万円）や敬老祝金支給金額見直し（▲490万円）など住民の皆さんにも関わる項目が含まれています。町の健全な財政運営を行っていくうえでも住民の皆さんのご理解とご協力を宜しくお願いします。

※詳細は町のホームページで見ることができます。

<http://www.town.nishihara.okinawa.jp/>

このページに関する問い合わせ先
企画財政課 945-4533（内線212）

5月号では
今年の新規事業を
お知らせします！

年金からのお知らせ

第3号被保険者の特例が実施されます！

第3号被保険者（厚生年金保険等に参加する方の被扶養配偶者）の届出が遅れたときには、2年前までさかのぼって第3号被保険者の期間となりましたが、それ以前の期間は「保険料未納の取り扱い」となっていました。今回の改正で下記のとおり特例が実施されます。

- 平成17年4月以降に第3号の届けをする場合、特例の届出をしていただくことによって、2年以上前の期間も第3号被保険者期間として取扱い、将来その分の年金を受け取ることができるようになりました。

▼ 昭61.4	▼ 第3号該当	▼ 原則による遡及	▼ 届出	現在 ▼
改正前	保険料未納の扱い	保険料納付済期間	保険料納付済期間	
		← 2年間 ←		
▼ 昭61.4	▼ 第3号該当	▼ 原則による遡及	▼ 届出	現在 ▼
改正後	保険料納付済期間	保険料納付済期間	保険料納付済期間	
	→ 特例措置 ←	← 2年間 ←		

30歳未満の若年層に対する「納付猶予制度」の導入

失業等で低所得の若年者が、所得の高い世帯主と同居しているときは、保険料免除の対象となりませんでした。そこで、20歳台の方について、将来負担できるようになった時点（ただし、10年以内）で追納できる仕組みを導入します。

若年者納付猶予制度の対象となる年収の目安

	平成17年度の基準
4人世帯（夫婦・子2人）	258万
2人世帯（夫婦のみ）	157万
単身世帯	122万

※本人だけでなく、配偶者も基準に該当していることが必要です。
※4人世帯、2人世帯は、夫か妻のどちらかのみに所得（収入）がある世帯の場合です。

保険料免除の所得基準が一部緩和されます

扶養者控除がないために若年者に多い単身世帯に厳しいものとなっていた保険料免除の所得基準が、単身世帯を中心に緩和されます。

単身世帯の方の保険料免除の目安（年収ベース）

	全額免除	半額免除
平成16年度	100万	150万
	↓	↓
平成17年度	122万	227万

国民年金保険料の引上げ

国民年金保険料を平成17年4月から毎年度280円ずつ引き上げ、平成29年度以降は、16,900円（※平成16年度価格）で固定されます。

※16年度価格とは

平成16年度時点の賃金水準を基準として価格表示したものです。よって実際の保険料月額は、平成16年度以降の賃金の変動に応じて改定された額となります。

○国民年金保険料月額（平成16年度価格）

年 度	保険料月額	年 度	保険料月額
平成16年度	13,300円	平成23年度	15,260円
平成17年度	13,580円	平成24年度	15,540円
平成18年度	13,860円	平成25年度	15,820円
平成19年度	14,140円	平成26年度	16,100円
平成20年度	14,420円	平成27年度	16,380円
平成21年度	14,700円	平成28年度	16,660円
平成22年度	14,980円	平成29年度	16,900円

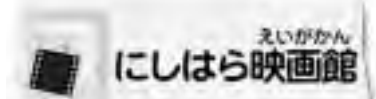
※詳しくは、西原町役場 福祉課年金係 ☎945-5311 内線125・126

地域情報コーナー⑤

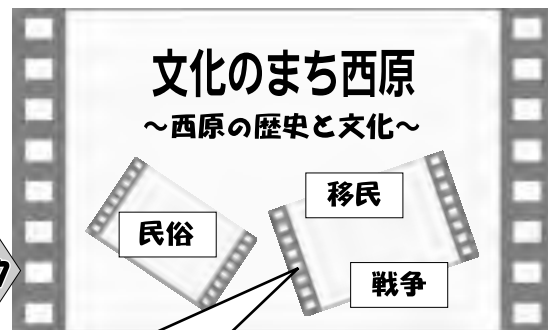
～にしはら映画館～

町史だより

今回は西原町立図書館内にある地域情報コーナーから【にしはら映画館】を紹介します。ここでは、さまざまな願いをこめておこなわれる字のまつりを紹介したくにしはらのまつり>と、西原に関することを紹介したくにしはらのしょうかい>が映像で楽しめます。まずは「にしはら映画館」をタッチしてね！



スタート!



こうこ れきし い みん せんそう みんぞく ぶんかざい
考古・歴史・移民・戦争・民俗・文化財
など、西原の概観を紹介します。これを見たら、西原のことがもっともっと知りたくなるよ!

えらんでね!



棚原の神酒(ジンス)づくり



呉屋のウファチ網(ジナ)

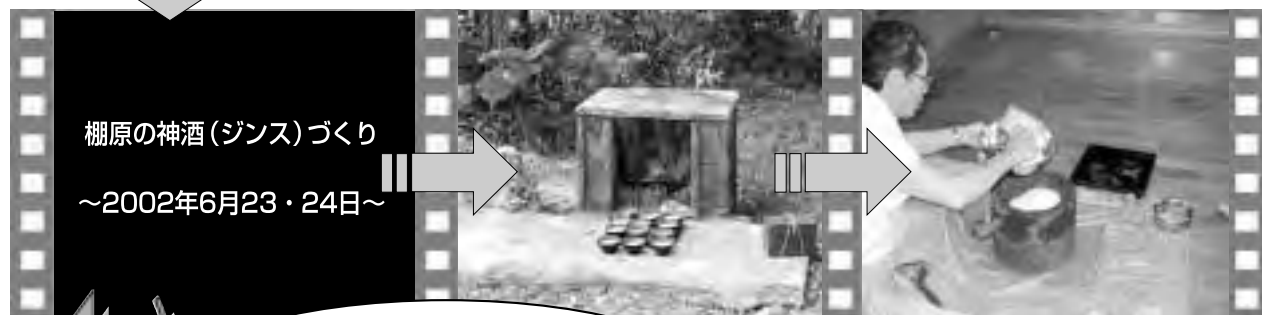


安室の六月ウマチー

このほか、
*我謝の獅子舞(ししまい)
*棚原の五月ウマチー
などのまつりの中からえらんで、見ることができます。

これを見る!

タッチしたら映像がはじまるよ～!



棚原の神酒(ジンス)づくり
～2002年6月23・24日～

…稲作のまつりである5月と6月のウマチーには、神にそなえるお酒がつけられます。棚原では、このお酒をジンスとよび…

えいぞう 映像にあわせて、ナレーションで解説しています。コーナーに置かれているヘッドホンをつけて聞いてね!

1つの映像は3～8分と短時間で見るができますよ。また、インターネット【にしはらを知ろう! http://www.town.nishihara.okinawa.jp/town_history/index.html】から見ることもできます。今後も、各地域のまつり映像を追加していく予定です。次はあなたの住んでいる地域かも?!

口座振替をご活用ください。

学校給食費、保育所保育料、町立幼稚園保育料・預かり保育料が口座振替できるようになりました。

平成17年度より、学校給食費は5月分、保育所保育料、町立幼稚園保育料・預かり保育料は6月分より口座振替できるようになりました。

口座振替のお申し込みは4月1日より各指定金融機関、郵便局、西原町各収納担当課にて行う事ができます。

郵便局でも
口座振替できるようになりました。

口座振替のお申込は下記の金融機関等で!!
金融機関

・沖縄県農業協同組合 ・沖縄海邦銀行
・琉球銀行 ・沖縄県労働金庫
・沖縄銀行 ・コザ信用金庫

日本郵政公社(郵便局)
西原町各収納担当課窓口

各種お問合せは各収納担当課窓口まで
税務課 945-4729 保険課 945-4791
福祉課 945-5311 学校教育課 945-3655
学校給食共同調理場 945-4935

平成17年4月より
口座振替済通知書兼領収書が廃止されます。

平成17年4月より口座振替済通知書兼領収書が廃止されます。町税等の振替状況は、預貯金通帳への記帳にてご確認ください。

※確定申告等で、口座振替で収めた金額の1年分の領収書が必要な方は、「口座振替収納済通知書」を発行します。各収納担当課までご相談ください。
※通帳に記帳される文言は下の表ようになります。

種 目	記帳される文言	
	漢字表記の場合	カタカナ表記の場合
町 県 民 税	西原町県民税	ニシハラ チョウゼン
固 定 資 産 税	西原町資産税	ニシハラシサンゼン
軽 自 動 車 税	西原町軽自税	ニシハラケイジゼン
国民健康保険税	西原町国保税	ニシハラコクホゼン
介 護 保 険 料	西原介護保険	ニシハラカイゴホケン
学 校 給 食 費	西原町給食費	ニシハラキョウシヨクヒ
幼稚園保育料	西原幼保育料	ニシハラヨウホイク
預かり保育料	西原預保育料	ニシハラヨウアスカリ
保育所保育料	西原町保育料	ニシハラホイクリョウ

町税等の納付には口座振替が便利です。
・町税等の納め忘れがなくなります。
・納付のため取扱金融機関窓口に行かなくてすみます。
・現金を持ち歩かずにすみ、安全です。

平成17年度 町税等納期限(口座振替日)一覧表

種 目	納期(口座振替日)							
	第一期分	第二期分	第三期分	第四期分	第五期分	第六期分	第七期分	第八期分
町 県 民 税	6/30	8/31	10/31	1/31				
固 定 資 産 税	5/2	8/1	12/26	2/28				
軽 自 動 車 税	5/31							
国民健康保険税	7/25	8/25	9/26	10/25	11/25	12/26	1/25	2/27
介 護 保 険 料	7/25	8/25	9/26	10/25	11/25	12/26	1/25	2/27

種 目	納期(口座振替日)											
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
学 校 給 食 費	5/10	6/10	7/11	8/10		9/12	10/11	11/10	12/12	1/10	2/10	3/10
保 育 所 保 育 料	4/11	5/10	6/10	7/11	8/10	9/12	10/11	11/10	12/12	1/10	2/10	3/10
幼 稚 園 保 育 料	4/11	5/10	6/10	7/11		9/12	10/11	11/10	12/12	1/10	2/10	3/10
預 かり 保 育 料	4/11	5/10	6/10	7/11	8/10	9/12	10/11	11/10	12/12	1/10	2/10	3/10

※本年度は、学校給食費は5月分、保育所保育料、幼稚園保育料・預かり保育料は6月分から口座振替開始となります。

全町村が住民のために、共同で設立した『交通災害共済組合』に家族そろって加入しましょう。



平成17年4月より、見舞金額が大幅に引き上げられました。

年間掛金 **500円**で、加入者が交通事故を被り、治療のため入院及び通院した場合**1日目**から次の通り見舞金が支給されます。

等級	災 害 の 程 度	見舞金額
1級	死亡	150万円
2級	自動車損害賠償保障法施行令別表第1級各号に掲げる傷害を受けた場合	80万円
3級	医師の治療実日数121以上の傷害を受けた場合	30万円
4級	医師の治療実日数61日以上121日未満の傷害を受けた場合	20万円
5級	医師の治療実日数21日以上61日未満の傷害を受けた場合	10万円
6級	医師の治療実日数5日以上21日未満の傷害を受けた場合	5万円
7級	医師の治療実日数3日以上5日未満の傷害を受けた場合	3万円
8級	医師の治療実日数1日以上3日未満の傷害を受けた場合	1万円
9級	医師の治療実日数1日以上の傷害で事故証明書のない場合	5千円

全町村住民のために、共同で設立した「交通災害共済組合」に家族そろって加入しましょう。本組合は、わずかな掛金で、会員相互の扶助協力の精神に基づき、見舞金をおくる共済事業です。



詳しくは………西原町役場総務課 ☎945-5011

沖縄県町村交通災害共済組合
那覇市旭町116番地30（自治会館3階）
☎098-867-1949

在宅ワークの二次被害

事例 30代女性

4年前、産後で失業中であった際、この間にとパソコンの勉強を始めた矢先の頃、自宅に電話があった。「当社の教材でワープロ検定を受けないか。資格が取れるよう責任を持って指導し、資格取得後は仕事を紹介する」と言われた。高額だなぁと思ったが後々は業務委託で収入が入って来る。すぐに元が取れると聞かされ60回払いで97万円のクレジット契約をした。途中で仕事が見つかり、学習は休止したが、いずれ再開のために支払いは滞りなく続けていた。数日前、突然電話が入り「あなたの契約先が2年前に倒産した。当社に登録し直せば、ローンの肩替わりをし、約束通り仕事も斡旋する。当社は全国の倒産した会社の被害者の救済のために設立された。これらに代わって、当初の約束の履行を果たす信念のもと皆さんに電話をしている」と長々と説明があった。昨日、何やら封書が届いているが、不審を感じるので未だ開封してない。今後の対処を知りたい。

かつての電話勧誘販売は資格商法（士商法）が主流で、誰でも容易に行政書士や宅建主任の資格が取れるかのごとく勧誘していた。最近は資格はもちろん、その上仕事も斡旋するとして契約させる。どうにか頑張って資格を取得（仕事を紹介する）頃には会社は倒産（計画的？）する。これらの契約者名簿が出回り、「資格を未だ取得してない」、「生涯会員のため抹消の必要がある」、「既契約会社が倒産したので面倒をみる」等々と複数の業者が新たな契約を結ばせる手口に利用する。今回事例の女性も倒産を知らぬままクレジットの支払いを続け、二次被害への遭遇により既契約が問題商法であったことを知る。

販社が倒産し、支払の続いている信販会社へは「支払い停止の抗弁書」（契約時のいきさつ、資格取得後の仕事の斡旋の約束、仕事の紹介なく、サポートもなし、倒産についての連絡もなし等々詳細に記す）で申し出る。二次被害については既に封書が届いているので、開封し（書面を受領した日から）8日以内にクーリング・オフの通知を出すよう助言する。今回の事例の場合は、信販会社も業務提供誘引販売であったことを認めており、既払金放棄で応じた。しかし現実には契約書に業務提供は何ら記されておらず、仕事の紹介がないからと言うだけで支払いを止めることは難しい。後日のトラブルは「契約書」の中身が物を言う。くれぐれも確認の程を…。

玉那覇相談員の
ワンポイント
アドバイス



玉那覇良江さん

児童手当についてのお知らせ

児童手当は、児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

○ 支給の対象

児童手当は、小学校第3学年修了前の児童を養育している人に支給されます。ただし、前年の所得（1月から5月までの月分の手当については前々年の所得）が一定額以上の場合には、所得制限により児童手当は支給されません。

※注意：平成16年4月1日から支給対象年齢が小学校就学前から小学校第3学年修了前まで拡大されました。申請がまだの方は早めに福祉課にて申請して下さい。

○ 児童手当の額

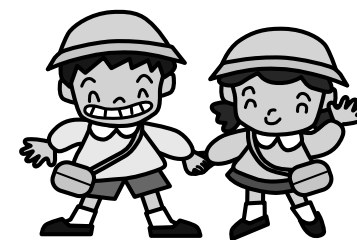
第1子	5,000円（月額）
第2子	5,000円（月額）
第3子以降	10,000円（月額）

○ 児童手当の支給

児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月から開始（一部特例があります）され、支給事由の消滅した月分で終わります。

なお、手当は2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

※ 申請に基づき支給しますので、出生届、転入届を提出した方（児童手当受給該当者）は、福祉課窓口にて申請して下さい。



福祉課 児童手当係 ☎945-5311（内線123）

保健師だより

■食物アレルギー■

卵を食べるとじんましんが出るなど、ある特定の食べ物を食べることによって起こるアレルギーのことを「食物アレルギー」といいます。

食物アレルギーは、3歳以下の小さな子どもに起こることが多い病気で、年齢が上がるにつれて減少しますが、20歳代になると再び増える傾向を示しています。日本では3歳未満のおよそ8～10%、成人の2%の人に食物アレルギーがあると考えられています。

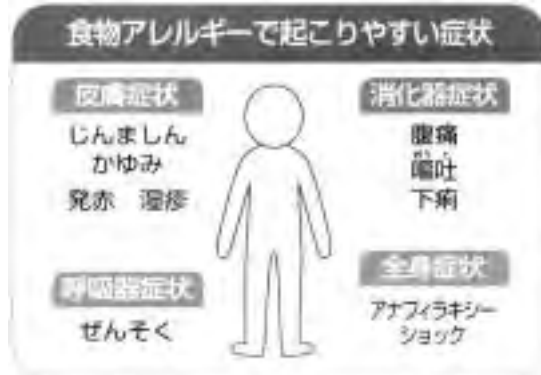
全身にさまざまな症状が現れますが、特に多いのが「じんましん、かゆみ、発赤、湿疹」などの皮膚症状です。そのほか、消化器症状や、「せき、ゼーゼーする」などの呼吸器症状が起きたりします。これらの症状は多くの場合原因となる食品を食べてから1時間以内に起こりやすいといわれています。

アレルギーを起こす原因物質を「アレルゲン」といい、どんな食べ物もアレルゲンになる可能性はありますが、特に「卵、牛乳、小麦」の3つはアレルゲンになりやすい食品で、穀類、豆類、甲殻類、魚介類、一部の果物もアレルゲンになりやすい食品です。年齢との関連を見ると、3歳以下の小さな子どもでは、卵、牛乳、小麦が多く、成人になるとこれら3つのほか甲殻類、魚介類の割合が増えます。子どもでは多くの場合症状の出る期間は2～3年と考えてよいでしょう。

「食物アレルギー」は原因となる食べ物が体内に入らなければ症状は起こりません。ある食べ物を食べた後に症状がでたらわかりやすいのですが、日常的に食べていたり、摂取量が非常に少ない時はわかりにくいこともあるので自己判断しないで医療機関で検査をして確定してもらうことがよいでしょう。

検査で確定された食べ物が症状と関係あるかは、原因と思われる食べ物を加工品も含め一切食べないようにし、症状が改善するか調べます。それが原因であれば2週間で症状は改善します。

治療の基本は、原因となる食べ物を取らないこと。これを「除去食」といいその効果を十分に得るためには医師と栄養士の指導を受け、本人、家族のストレスを最小限に押さえながら、アレルギー症状を起こさず、また、栄養不足にならないようほかの食べ物や代替食品などで栄養を補うことが必要です。

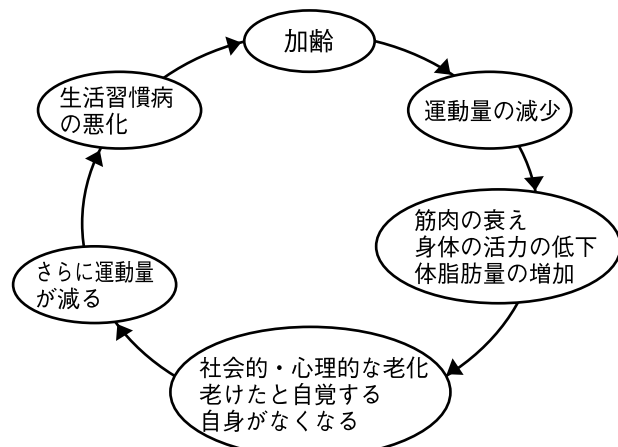


健康運動指導士

じゅんちゃんのパポイント運動講座 No.1

運動して若さを保とう!!

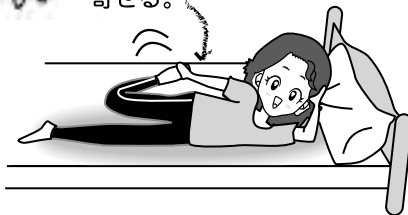
体力は、30歳頃をピークとして少しずつ低下していきます。加齢に伴い更に運動不足の状態であると、生活習慣病を招いたり、健やかに老いるという事を妨げてしまいます。そこで、今回は運動不足による弊害のサイクルと、簡単なストレッチを紹介したいと思います。



加齢と運動の関係（Berger et al.1989）

お休み前にストレッチタイム

◎太もも（前）
つま先とかかとをお尻へ引き寄せる。



◎背中
おへそをのぞきこむ感じで背中を丸める。



＜ポイント＞
・ゆっくり伸ばす
・呼吸は止めずにゆっくり大きく

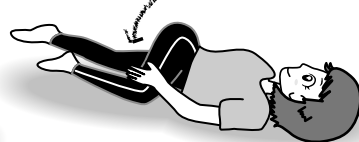
◎肩・腰
胸を太ももにゆっくり近づけていく。



◎腰・臀部
ひざを抱え、胸に引き寄せる。



◎腰・体側
肩が浮かない程度にひねる。



◎肩・背中・腰
背中を丸くして、ゴロンゴロンと転がる。



◎腰・股
背中あまり曲げないようにして、腰から倒していく。



インド洋大津波の教訓

その2

～海岸で地震を感じたら避難～

ほとんどの津波は、海底でおこる地震が原因です。海岸で地震を感じたら、沖縄では海底で地震が起こった可能性が高いわけですから、津波があるかもしれないと考えてください。気象台は、地震が発生し津波を伴うと予想すると直ちに津波予報を発表します。しかし、本島近くの海底で津波を伴う地震が発生した場合には、気象台の津波予報を待っていると避難が間に合わないことがあります。

昨年末のインド洋大津波に関するニュースでは、大きな地震（揺れ）を感じたにもかかわらず、海岸にそのまま留まったり海を見たりして犠牲にあった、バンダアチュ（スマトラ）の映像が報道されていました。日本でも1983年5月26日に起こった日本海中部地震では、遠足で海岸にきていた小学生が、海岸で地震を感じたにもかかわらず逃げずにそのまま留まっていたため、津波の犠牲になりました。

津波から身を守るためには、「海岸での地震＝津波＝高い所に避難」と関連付けて行動することが、非常に重要です。

インド洋大津波のもうひとつの教訓は「海岸で地震を感じたら、津波が襲ってくることもあると考え、直ちに高い所に避難すること」です。

■海岸で地震を感じたら避難！



津波は、海岸付近の浅いところで急激に高くなります。特に、岬の先端やV字型の湾の奥などでは、地形の影響で局部的に波が高くなりやすいため、注意が必要です。

お知らせ

電算事務指導業務嘱託員の募集について

西原町役場各課等のパソコンサポート、パソコン講習等の業務を行える方の採用を予定しています。

【採用予定数】 1名

【勤務内容】

役場各課等においてのパソコンサポート、パソコン室管理、パソコン講習会の講師等

【勤務時間】

8時間／日

【勤務日】

月～金（土日祝日を除く）

【報酬】

151、400円

（諸手当なし）

【応募締切】

平成17年4月18日（月）までに履歴書（職務履歴書も添付）を提出して下さい。

【応募先】

西原町役場

総務課 職員係

【応募資格】

①沖縄県内に在住する方
②パソコンの操作等サポート（Excel、Word、HP作成ソフト等）、トラブル対応、パソコンのメンテナンス（セッ

トアップ、設定、ネットワークへの接続、故障対応）、パソコン

ン講習会の講師（Word、Excel等）が可能な方

【選考方法】

履歴書により書類審査、必要に応じて面接審査、その他の審査

【問い合わせ先】

総務課 電算係

☎945・5011

メール densen@town.nishihara.okinawa.jp

西原町立中学校プール管理人の募集について

【業務内容】

学校水泳プールの管理

【採用期間】

平成17年5月～平成17年10月（約5ヶ月間）

【受付及び提出書類】

4月4日（月）～4月15日（金）午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝祭日を除く）までの間。自筆履歴書1通（写真を貼ったもの）を教育委員会 教育総務課へ提出

※その他詳細については、西原町教育委員会 教育総務課へお問い合わせ下さい。

☎945・3655

人口動態職業・産業調査にご協力ください

国勢調査のある年は、出生届、

の先史時代の歴史を、理解したり、体験学習をおこなう場として利用することができます。

【内容】

当センターでは、小中高等学校や自治会、青年会・婦人会・老人会、その他各種の団体見学を受け入れています。そして、職員による解説や指導、体験学習もおこなっています。

主な内容は次のとおりです。

①各展示室の展示内容についての解説
②発掘調査についての解説
③発掘調査報告書についての解説
④施設の概要についての説明
⑤児童生徒対象の社会科、総合的な学習への指導援助
⑥体験学習（火おこし）の実施
⑦その他見学予定団体から当センターの業務内容に関連して出された希望の課題（具体的には、担当職員と調整が必要です）

【募集期間】平成17年3月14日（月）～平成18年3月31日（金）まで随時

【実施期間】平成17年4月12日（火）～平成18年3月31日（金）まで

【入場料】無料

町内相談機関

総合相談 ●日常生活のあらゆる相談

時間／午前10時～午後5時（午後12時～午後1時は昼休み）
月／消費者生活・サラ金他 玉那覇良江
火／一般相談（福祉・高齢者・障害者・介護）小川良子
水／一般相談（ ） 呉屋定子
木／消費者生活・サラ金他 玉那覇良江
金／こども悩み・家庭児童相談 岸本ヨシ子
問合せ／西原町社会福祉センター内
総合相談所 ☎835-8822
月・木は電話予約要（945-3651）

教育相談 ●不登校生徒及び保護者への支援、助言

月～金 午前8時30分～午後5時（午後12時～午後1時は昼休み）
教育委員会内相談室
問合せ／945-3655（内線510）
相談員／新垣政市、浦添道子、照屋尚子

行政相談 ●行政に対しての苦情や要望

随時 設置場所／自宅・毎月第4火曜日は西原町役場企画財政課（10時～12時・13時から～16時）相談員／945-6775（城間恒子）945-4533（西原町企画財政課）

窓口相談 ●何でも相談

第1・第3火曜日（祝祭日の場合、翌日）
午前10時～午後5時 企画財政課（午後12時～1時昼休み）問合せ／945-4533相談員／玉那覇良江

人権相談 ●人権に関する悩み

随時 相談員／945-0919（外間政弘）
945-1349（下地郁子）
945-1476（玉那覇良江）

身体障害者相談 ●申請手続き、有料道路料金の割引

随時 町役場福祉課 問合せ／945-5311
相談員／946-2617（奥原陽子）
相談員／945-1747（玉那覇俊雄）

知的障害者相談 ●家庭における養育、生活等

随時 相談員／946-4411（安谷屋千恵子）

精神障害相談 ●精神的な悩み

月～金午前9時～午後5時 城間医院問合せ／945-4551 医師／城間政州

在宅介護支援センター ●在宅介護の相談

24時間体制 特別養護老人ホーム守礼の里
問合せ／945-0023 相談員（島袋・糸数）

町のあらまし

●町の位置……北緯26°13' 19" 東経127°46' 3"

●町の面積……15.67km²

●町の木……ガジマル

●町の花……ブーゲンビリア

●町花 木……サワフジ

●町のホームページアドレス
http://www.town.nishihara.okinawa.jp/

基本目標

- 平和で人間性豊かな創造のまち
- 明るく住みよい健康福祉のまち
- 豊かで活力あるまち

まちづくりの理念

1. 平和（心豊かに暮らし、多様な交流を通して平和を想像していくまちをつくります）
2. 共生（自然を大切に人と人が支え合う共生のまちをつくります）
3. 躍動（多くの人々のエネルギーを結集し、活力に満ちたまちをつくります）

町民憲章

わたしたちは、西原町民としての自覚と誇りをもち、「人間性豊かな文教のまち」をめざし、恵まれた地理的条件を生かし、明るく住みよい平和なまちをつくるため、この憲章を定めます。

1. わたしたちは、緑を豊かにし、美しいまちをつくりましょう。
1. わたしたちは、つねに学び、文化の高いまちをつくりましょう。
1. わたしたちは、だれにも親切にし、互いに助け合いましょう。
1. わたしたちは、勤労感謝の心を養い、物を大切にしましょう。
1. わたしたちは、スポーツに親しみ、健康の増進につとめましょう。
1. わたしたちは、時間を守り、すすんであいさつをしましょう。

愛の贈り物

【人材育成会へ】

字兼久173番地の3

（株）永吉土建

（代表取締役・永吉盛行）様から

ら十万円

字小那覇1215番地

（協）丸正印刷

（代表理事・与那覇正俊）様から

ら百万円



西原町心身障害者福祉タクシー利用券の申請について

西原町では、心身障害者がタクシーを利用する場合にその料金の一部（初乗り料金）を助成することにより、心身障害者の社会参加を促進し、福祉の向上を図ることを目的としてタクシー利用券を交付しています。

前年度発行されたタクシー利用券は3月31日で使用できなくなりますので、対象者の皆さんは4月1日より申請してください。

【対象者】

・身障手帳1級及び2級の視覚障害者、上下肢障害者、体幹機能障害者、移動機能障害者、内部機能障害者。

【申し込み先】

JICA沖縄 沖縄国際センター

☎876・6000

業務第一チーム ボランティア担当

ホームページ

http://www.jica.go.jp

い、対象者を決定いたします。施設に入所している方も受けられます。

※中・軽度の障害者は、沖縄県園科医師会立口腔衛生センターにて歯科治療を実施していますので、ご利用下さい。

【期間】平成17年6月7日～7月6日

【場所】沖縄県立北部病院（名護市中大2-12-13）

【対象者】重度の障害児（者）

【申し込み先】

福祉課 社会福祉係

☎945・5311

沖縄県福祉保健部障害保健福祉課 ☎866・2190

沖縄県園科医師会立口腔衛生センター ☎877・1811

「あゆみ」は障害を持ついるお子さんや成長、発達に心配のあるお子さんが親子で一緒に通い、遊びの中で基本的な生活指導を受けたり、生活リズムを整えていくための援助をしています。いろいろな遊びを通して五感への働きかけや子ども自身の楽しい経験を積み重ねていく中で、自己表現の仕方を覚え、全体的な発達が促されていきます。

また、お母さん方のつながりも深く情報交換の場ともなっています。

【指導内容】

○遊びや生活指導を中心とした保育

と

しよ

かん

図書館だより

第6号

にし

はら

ちよう

りつ

と

しよ

かん

西原町立図書館

TEL. 944-4996

FAX. 944-4997

Eメール library@town.nishihara.okinawa.jp

町立図書館

マスコットキャラクター

利用者カードの更新手続きについて

現在、ご利用の利用者カードの有効期限は平成17年3月31日までとなっております。4月1日以降、カウンターにて更新手続きが必要となりますので、氏名と住所が確認できるもの(免許証・保険証・学生証など)を忘れずにお持ちください。

4

月の催しもの

2005. APRIL

～4月23日は子ども読書の日です～

上

映

会

【日時】

平成17年4月17日（日）午後2時から

【場所】

西原町立図書館 2階 集会室

【作品】

「ばけものつかい」他1点

※入場料は無料です。お気軽にお越し下さい。

★おすすめの絵本特設展示★

平成17年4月20日から5月12日まで児童コーナー付近にて展示いたします。ぜひご覧下さい。

ボランティアの募集について

募集期間：随時

活動期間：平成17年4月1日～

① おはなし会ボランティア

目 的

子どもたちに読書の楽しさを伝えるため

活動内容

毎月第2・4日曜日に児童コーナー「おはなしのへや」にて読み聞かせなどを行う。

② 新聞クリッピングボランティア

目 的

町の情報センターとして、レファレンス(調べもの)業務をより効果的に行うための資料にするため

活動内容

地元2紙(沖縄タイムスと琉球新報)の記事の中から西原町に関する記事やシリーズ記事などの切り抜き作業等を行う。

ボランティア活動にあたって

① 活動は無償です。

② 年間を通じての活動になります。

③ 週に1、2回、2時間程度。

④ 図書館でのボランティア活動については、保険に加入しています。(図書館にてボランティア登録が必要です)

その他、書架整理や図書の収集整理、周辺整備などのボランティアも募集しています。

詳細は、町立図書館(944-4996)までお問い合わせ下さい。(担当:伊芸)

図書館カレンダー

4月 APRIL

日

月

火

水

木

金

土

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

4月の休館日

29日 みどりの日

5月 MAY

日

月

火

水

木

金

土

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

5月の休館日

3日 憲法記念日

4日 国民の休日

5日 こどもの日

開館日

【火～金】

午前10時～

午後7時

【土・日】

午前10時～

午後5時

は休館日です。

休館日

毎週月曜日

館内整理日

(第3木曜日)

本・雑誌・紙芝居はあわせて10冊まで、視聴覚資料(CD・DVDなど)は2点まで、2週間借りることができます。

休館の際の返却は

図書館正面玄関右手にある

「返却ポスト」をご利用下さい。

(CD・DVDなどの視聴覚資料も返却することができます)

至浦添

●かねひで都バース

西原町役場

▲至中城

●ローソン

サンエー西原シティ

●給油所

ホットスパー

小波津川

西原町立図書館

沖縄海邦銀行西原支店

●西原町中央公民館

●西原保育所

●川平金物店

至与那原

2月	貸出点数	13,011点
一般図書	5,491冊	郷土資料 210冊
児童図書	2,026冊	ヤング・アダルト 905冊
絵本	2,144冊	雑誌 583冊
紙芝居	427点	視聴覚資料(CD・DVDなど) 1,225点
来館者数	7,256人	
開館日数(2月1日～28日)	11日	

3月	貸出点数	14,287点
一般図書	6,198冊	郷土資料 226冊
児童図書	2,042冊	ヤング・アダルト 997冊
絵本	2,335冊	雑誌 684冊
紙芝居	415点	視聴覚資料(CD・DVDなど) 1,390点
来館者数	8,706人	
開館日数(3月1日～18日)	15日	

※3月は18日現在の数です。

図書の寄贈について

図書館に備える本は、基本的に購入して収集していますが、郷土資料など、絶版等の理由から入手困難な資料も数多く存在します。

町立図書館では、図書館資料のより一層の充実を図るため、西原町に関連する資料や沖縄に関する資料を求めています。ご協力をお願いします。なお、資料をご寄贈下さる方は、お手数ですが、事前に町立図書館までご連絡下さい。

生涯学習だより

第108号 平成17年4月1日
西原町教育委員会
生涯学習課
TEL 098-945-3655



学級・講座案内

学級・講座名	内容	対象	期 間	時間・場所	定員	申込期間	備 考・連絡先
子ども芸能講座	民謡 エイサー うちなぐち	小・中 学 生	5月中旬～ 11月中旬	中央公民館	60名	中旬	中央公民館 詳しいことは 945-3657
子どもさんしん講座	初心者	小・中 学 生	5月中旬～ 8月下旬	中央公民館	20名	中旬	
※プログラムの詳細については、各連絡先にお問い合わせ下さい。							

お知らせ!!

西原町中央公民館利用者の皆さんへ

西原町中央公民館の設置及び管理に関する条例の一部が改正されましたので、お知らせいたします。今までは、ホールや各室の利用時間は午前9時から12時まで、午後の12時から17時まで、更に17時～22時までの使用料が定額で設定されているものを利用者の利便性を図るために、1時間単位の使用料に改めることにより、利用者が時間帯を気にすることなく利用できるようにしたいと考えております。

この条例改正は平成17年4月1日から施行することになりました。

区分 種別		午 前		午 後		夜 間	
		9:00～12:00 (1時間当り)		12:00～17:00 (1時間当り)		17:00～22:00 (1時間当り)	
		町内	町外	町内	町外	町内	町外
ホ ー ル	一般集会	円 1,000	円 1,300	円 1,000	円 1,700	円 1,400	円 3,000
	宴 会	円 1,300	円 2,000	円 1,500	円 3,000	円 2,400	円 5,000
諸講座室		500	600	500	700	600	800
冷房使用については、1時間当り							
ホール		1,500円		— 使用料を徴する。			
各講座室		700円					

平成16年度 中央公民館まつり

～出会い・ふれあい・共に学ぼう～

平成17年3月5日～6日の公民館まつりにたくさんの町民の方が参加し賑わいました。両日は沖縄でこの冬いちば～ん寒い日でしたが、公民館の中では子どもから大人まで一年間の成果発表のために、寒さもわすれ舞台発表に一生懸命の姿に観客からおおきな声援がありました。またフロアーでは水墨画や手芸、いけばな等の展示で見ると感動を与えました。中央公民館では次年度はより多くのあなたの出番を待っています。



前夜祭でのダンスパーティー



オープニングでの子どもエイサー



絵手紙サークルはおづきの会の作品



世界の家庭料理で賑わうロビー



カナイ笛サークルのみごとな演奏

表彰おめでとう

西原町青少年健全育成協議会(会長 新垣正祐)では平成16年度の善行青少年及びスポーツ・文化活動優良者表彰式が3月4日(金)に西原町立図書館で行われ善行青少年14名、スポーツ活動優良者11名、文化活動優良者3名、文化活動優良団体2団体、スポーツ活動優良団体3団体で計28名と5団体が表彰されました。



受賞者のみなさん

【善行青少年の部】

氏 名	学校・学年	氏 名	学校・学年
外 間 香 織	坂田小学校 6 年	安次嶺 幸 祐	西原東小学校 6 年
伊佐川 知 恵	坂田小学校 6 年	桃 原 かな子	西原東小学校 6 年
宮 里 香南子	坂田小学校 2 年	金 城 雄 太	西原南小学校 6 年
大 嶺 俊 貴	西原東小学校 6 年	比 嘉 海	西原南小学校 6 年
東 江 富 貴	西原東小学校 6 年	田 場 克 麻	西原南小学校 6 年
諸喜田 伶	西原東小学校 6 年	堀 川 弥 優	西原南小学校 6 年
大 城 萌衣子	西原東小学校 6 年	成 底 春 香	西原南小学校 6 年

【スポーツ活動優良者の部】

氏 名	学校・学年	氏 名	学校・学年
大 城 一 晟	坂田小学校 4 年	比 嘉 美奈子	西原南小学校 6 年
中 村 奈津希	西原小学校 5 年	玉 城 五月美	西原東中学校 2 年
輿那嶺 菜 月	西原小学校 5 年	中 根 建 志	西原高等学校 2 年
屋 良 愛 美	西原小学校 5 年	新 垣 美 保	西原高等学校 2 年
照喜名 笑 菜	西原小学校 5 年	又 吉 真菜美	西原高等学校 2 年
石 原 舞 子	西原小学校 6 年		

【文化活動優良者の部】

氏 名	学校・学年	氏 名	学校・学年
伊 禮 風 沙	坂田小学校 3 年	喜屋武 聖 子	西原東中学校 3 年
崎 原 正 平	西原高等学校 3 年		

【文化活動優良団体の部】

西原東中学校吹奏楽部	西原中学校女子バレーボール部
西原高等学校マーチングバンド	西原東中学校男子バレーボール部
	西原東中学校女子ソフトテニス部

【スポーツ活動優良団体の部】

催し物案内	事 業 名	日 時	場 所	連 絡 先	備 考
	ビデオ会	4月 5日(火) 13:30～	坂 田 児 童 館	坂 田 児 童 館	944-6308
	記録会(なわとび)	4月14日(木) 14:00～			
	記録会(一輪車)	4月28日(木) 14:00～			
	マミーキッズ開始(要申込)	4月14日(木) 10:30～	西 原 児 童 館	西 原 児 童 館	945-4393
	ファミリークラブ総会	4月16日(土) 10:30～			
	トランポリン	4月23日(土) 15:00～			
	ゆんたく会(お料理講習)要申込	4月26日(火) 10:30～			
	ファミリークラブ総会	4月15日(金) 10:30～	西原東児童館	西原東児童館	944-0976
	トランポリン	4月22日(金) 10:30～			
	こいのぼり集会	4月28日(木) 14:30～			